（前のページより続き）

〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成三十年度平成三十年六月分）（財務省）　八〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項関係　八三
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の平成二十九事業年度財務内容等、平成二十九事業年度・年度財務諸表（国立研究開発法人国際農林水産業研究センター・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）、平成二十九年度・事業年度決算等（日本貨物鉄道株式会社・社会保険診療報酬支払基金・農水産業協同組合貯金保険機構・農林漁業団体職員共済組合）、中日本高速道路株式会社工事区間変更、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事開始・工事開始変更、本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、地方公共団体情報システム機構における機構保存本人確認情報の提供状況・住民票コードの提供状況、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　八八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一七二
会社その他
会社決算公告　一七五

本号で公布された法令のあらまし

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約（条約第四号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とエストニア共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税に、エストニア共和国においては所得税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができ、恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引を厳格に認識して課税対象とする。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当に対しては免除され、その他の配当に対しては一〇パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、政府等が取得する利子については免除され、その他の利子に対しては一〇パーセントを超えない税率により行われる。使用料に対する源泉地国における課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国の居住者が取得する退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる報酬に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国にお